

公告第 202 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 7 月 14 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 事業概要

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 業 務 名 | 郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託 |
| 2 | 業 務 内 容 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 履 行 期 間 | 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 4 | 提案上限金額 | ¥2,992,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本業務の目的を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- 6 過去 2 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間）に、国及び地方公共団体、又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者及び第 2 条第 5 項に規定する者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる団体（事業協同組合など）とその種類及び規模がほぼ同程度の契約を締結し、履行完了した実績があること。
- 7 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

第3 実施要領及び様式の入手方法

郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（令和7年7月8日制定。以下「実施要領」という。）及び各様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/150772.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市農商工部産業雇用政策課

電話番号 024-924-2251 電子メール sangyouseisaku@city.koriyama.lg.jp

第5 参加表明書及び企画提案書の提出

1 提出期限

（1）参加表明書 令和7年7月25日（金）午後5時まで

（2）企画提案書 令和7年7月31日（木）午後5時まで

※それぞれ必要な添付書類を併せて提出すること。

2 提出場所 郡山市役所本庁舎1階 郡山市農商工部産業雇用政策課

3 提出方法 提出場所に郵送又は直接持参により提出する。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。

※提出書類の電子データを電子メールにて送付すること。

4 提出書類 実施要領による。

5 留意事項

（1）提案は1者につき、1件とする。

（2）参加表明書等の提案書類の文字サイズは、11ポイント以上で記入すること。

（3）提出した書類の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。

（4）提出した書類は返却しない。

第6 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合

（2）参加表明書、企画提案書及び添付書類の提出方法、提出場所又は提出期限に適合しない場合

なお、提出期限までに参加表明書等が郵送において到着しないことを理由に無効とした場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない。

- (3) 企画提案書の作成様式及び実施要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市中小企業等脱炭素経営促進事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱（令和7年7月8日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については免除する。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、検査の完了後に支払うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 3 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。

- 4 提出された企画提案書は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除又は違約金支払などの措置を行う場合がある。
- 7 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 8 参加者は、審査結果に苦情を申し立てることはできないものとする。
- 9 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和 40 年郡山市規則第 49 号）及び実施要領による。